

## USTR、模倣品・海賊版の悪名高き市場に関する報告書を公表

2020年5月5日  
JETRO NY 知的財産部  
柳澤、笠原

米国通商代表部（USTR）は4月29日、模倣品・海賊版の悪名高き市場に関する報告書「2019 Review of Notorious Markets for Counterfeiting and Piracy」<sup>1</sup>を公表した。

この報告書は、模倣品、海賊版など知的財産侵害製品の販売を助長するオンライン市場およびオフライン市場を特定するもので、38のオンライン市場、34の実物市場が報告されている。

オンライン市場では、海賊版サイトやEコマースサイトなどが悪名高き市場として挙げられており、その中にはAmazon社の、カナダ、ドイツ、フランス、インド、イギリスにおけるプラットフォームが含まれている。

悪名高き市場と特定されたアマゾン社の5つのプラットフォームについて、USTRは、「販売業者の事前検査が不十分なため、既知の模倣者または海賊行為者が出品できる結果となっている点や、模倣品広告を削除する手順が長く負担の多いものである点が、複数の利害関係者から指摘された」などとしている。これに対しアマゾン社は、同社は昨年、250万人にのぼる模倣品販売が疑われる者による出品、及び60億個にのぼる模倣の疑いがある製品の出品を事前に阻止したなどとして、不服を唱えている。

中国では、タオバオ、DHGATE.com（B to BのEコマースプラットフォーム）、PINDUODUO.com（ソーシャルコマースプラットフォーム）、SHOPEE（モバイルEコマースマーケット）が特定されている。なお、タオバオについては、権利者の懸念に対し多くの対処をしたものの、依然として中国における最大の模倣品販売源の一つであるとのこと。

（以上）

---

<sup>1</sup>[https://ustr.gov/sites/default/files/2019\\_Review\\_of\\_Notorious\\_Markets\\_for\\_Counterfeiting\\_and\\_Piracy.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/2019_Review_of_Notorious_Markets_for_Counterfeiting_and_Piracy.pdf)